

3月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和6年3月27日（水）午後3時03分から午後4時30分

2、開催場所 市役所 3階 第一委員会室

3、出席委員の氏名

教 育 長 小林 正人

職務代理者 三枝 泰子

委 員 小俣 和英、小笠原 幸夫、村上 憲司、弓指 恵子

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、生涯学習課長補佐、学校教育課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小俣 和英委員・小笠原 幸夫委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が2月定例会会議録を朗読し、承認される。

- 教育委員より、令和5年度小中学校卒業式において教育委員会告辞の読み上げは行わなかったものの、PTA会長の挨拶があった学校があるなど、統一されていない状況であった。教育委員会告辞を行わずPTA会長の挨拶があることには違和感もあり、来年度以降は統一するよう校長会に依頼していくこととなった。

8、報告

①教育長報告

令和6年2月26日から令和6年3月26日までの教育長活動が報告された。

②指定校変更及び区域外就学について

指定校変更 5 件、区域外就学 2 件について、承認を行った事務処理について報告された。

9、議事

議第 34 号 教育委員会の教育プラザ都留への移転及び学校教育課の機構改革等に伴う規則の制定及び改廃（案）について

【説明】学校教育課長

教育委員会の教育プラザ都留への移転及び学校教育課の機構改革等に伴い、必要な規則の制定及び、関連規則の改廃を行うものとなります。

教育委員会の移転に伴い、簡易な住所変更等に伴う教育委員会への住所変更届等について、市民の利便性を担保するため市民部市民課窓口で手続きが行えるよう、「都留市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を新規制定します。

次に、「教育委員会公印規則」の改正、学校教育課に教育企画推進室を設置するとともに、学校給食センターの業務の一部を学校教育担当に集約するため等の事由で、「都留市教育委員会の事務局の組織に関する規則」の改正を行います。

また、ふるさと会館の廃止により、「都留市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規則」を改正いたします。

廃止規則としては、不要となっております「都留市教育委員会規則等の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する規則、告示、訓令」を廃止いたします。

以上の、教育委員会規則等の制定、改廃について、ご承認をお願いいたします。

小俣委員

学校教育課の機構改革を行うとのことでしたが、人数的には増員となるのでしょうか。

学校教育課長

教育企画推進室に室長、指導主事が配置されるため 2 名の増員となります。また、学校給食センターより職員を学校教育担当に配置替しますので、その分が増員となります。また、教育支援センターに相談員を 1 名増員いたします。

村上委員

教育委員会規則等の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する規則等を廃止することでしたが、どういった規則となるのですか。

教育次長

条例等をシステム化するにあたり、それまで縦書きであった条文を、左横書きに整備するために設けた規則等となります。既に全ての規則等が左横書きとなっており、不要となったことから廃止することといたしました。

以上の発言あり。

【原案のとおり決定】

議第 35 号 都留市指導主事設置規則及び関係規則の改正（案）について

【説明】学校教育課長

学校教育課に教頭職相当の指導主事を配置することとしたため、「都留市指導主事設置規則」及び関連する「教育長に対する事務委任規則」を改正するものとなります。

以下、都留市指導主事設置規則の条文及び、教育長に対する事務委任規則の委任事務に「指導主事及び社会教育主事の活動に関すること。」を加える改正を行うものとなります。ご承認をお願いいたします。

小笠原委員

指導主事設置規則については、他市町村も同様のものとなっているのですか。

学校教育課長

県内で、先行して指導主事を設置しております山梨市等を参考に規則制定を行っております。

小笠原委員

指導主事の定数を若干名としているのは他市町村でも同様でしょうか。また、校長職相当の指導主事を配置する場合も、この規則で対応可能なのでしょうか。

学校教育課長

本市では教頭職相当者を指導主事として配置することを予定しております。校長相当職を配置することとした場合は、規則の改正が必要となる可能性もございますが、給与等は都留市職員給与条例を適用することとするなど、指導主事設置規則において詳細に規定しないことによって、幅を持たせたものとしております。

以上の発言あり。

【原案のとおり決定】

議第36号 都留市指導主事の任命について

【説明】小林教育長

都留市指導主事設置規則第4条において、指導主事は教育委員会が任命することとなっているため、承認を得るものとなります。令和6年4月1日より本市の指導主事として、現在、富士・東部教育事務所において指導主事をしておられます三浦淳氏を任命したいと思います。ご承認をお願いいたします。

【原案のとおり決定】

議第37号 都留市就学援助規則の改正（案）について

【説明】学校教育課長

これは、非課税世帯等生活困窮世帯に支給しております就学援助費について、援助の公平性を担保するとともに、真に援助を必要としている児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うため改正するものとなります。

改正内容といたしましては、これまで「小中学校に在籍する児童生徒の保護者」としていた補助対象者を「公立の小中学校に在籍する学校教育法第16条に規定する児童生徒の保護者」とするほか、これまで小中学校の修学旅行に対する補助について「実費」としていたものを、小学生を5万円の範囲で実費、中学生を10万円の範囲で実費と上限を定める等の改正を行うものとなります。なお、この上限については、市内小中学校の修学旅行費の最高額を参考に充分足りる金額としてこの金額を設定いたしました。それ以外の改正は、補助額をより明確にするための改正となります。都留

市就学援助規則の改正について、ご承認をお願いいたします。

小俣委員

修学旅行費について上限を設けたのには、高額な請求等があったためでしょうか。

学校教育課長

私立の小中学校の中には海外でのホームステイを修学旅行として位置付けている学校もあり、本年度実績として請求があったため先程申し上げました改正を行うことといたしました。

以上の発言あり。

【原案のとおり決定】

10、その他

【説明】学校教育課長

- (1) 令和6年度教育委員会所管当初予算について
- (2) 令和5年度3月定例市議会代表質問・一般質問について

【説明】学校教育課長補佐

- (3) 令和6年度小中学校入学式日程等について
- (4) 令和5年度学校評価結果について

【説明】生涯学習課長補佐より

- (5) 教育プラザ都留オープニングセレモニーについて

【了知】

11、教育長閉会宣言